



CCUS登録支援説明会

(一人親方)



2022年8月

三井住友建設株式会社
建設キャリアアップシステム普及推進WG
事務局：安全環境生産管理本部

① 建設業を取り巻く環境

・建設技能労働者

60歳以上の技能者は全体の約4分の1、10年後にはその大半が引退。
29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

・新規学卒者の建設業への入職者

近年は建設業への入職割合は全産業における入職者の5%台で推移。

・賃金

建設業生産男性労働者賃金は製造業男性生産労働者賃金に比べて低い。
賃金のピークが製造業で50～54歳であるが、建設業は45～49歳でピークが早く到来する。
⇒現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。

・建設業における離職状況

建設業の離職率は他産業に比べて高く、特に1年目の離職率が高い。

・若手の技能労働者が定着しない理由

労働に対し、賃金が低い。休みが取りづらい。将来のキャリアアップの道筋が描けない。

② キャリアアップシステムの構築

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成31年1月以降システムを利用できる現場を限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年度より「本運用」を開始予定
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>



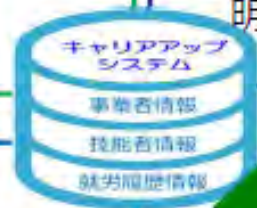
③ 建設キャリアアップシステムメリット

1. 技能者のメリット

- ① CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、賃金水準の相場感の形成、引き上げ/ダンピング防止
- ② 現場や勤務先が変わっても、自らの能力を客観的に証明可能に
- ③ カードリーダータッチで日々310円の建退共掛金を積み立て（元請が一括して掛金支払い）

2. 下請業者側から見たメリット

- ① 自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、取引先からの信頼が得やすくなる（=企業の実力の見える化）
- ② 技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化（4段階評価）も令和3年度から開始
- ③ 出面管理のIT化、賃金や代金支払いの根拠が明確に



3. 元請や上位下請から見たメリット

- ① 初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等(*)の確認ができ、施工の安心感につながる
* 社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況
- ② PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの現場管理の効率化
- ③ 施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の作業の簡素化、ペーパーレス化
- ④ 増える外国人労働者の資格等の確認が容易に

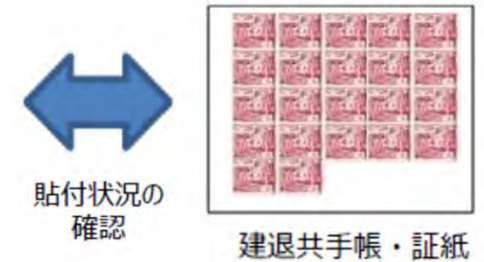
建設業界全体としては、
CCUSが普及することで……

- 若い世代への建設業のイメージアップ
- 施主に対する価格交渉力アップ（エビデンスに基づく請求が可能）
- 真に実力がある企業が選ばれる透明性の高い建設市場への変革

● 令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」の方向へ

I 建退共のCCUS活用への完全移行

- ・令和3年度から、**CCUS活用本格実施**
 - >公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等**履行強化**
 - >民間工事では、業界において、掛金納付・**充当の徹底を促進**
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、**CCUS活用へ完全移行**
- ・経営事項審査での**掛金充当状況の確認方法の見直し**



II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の**社保加入確認**においても**CCUS活用を原則化**

事業者名	技能者名	就業日数	社会保険加入
〇〇建設	〇〇〇男	11	○
〇〇建設	建設太郎	10	○
××工務所	□□□子	20	○
××工務所	□□次郎	20	○

III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

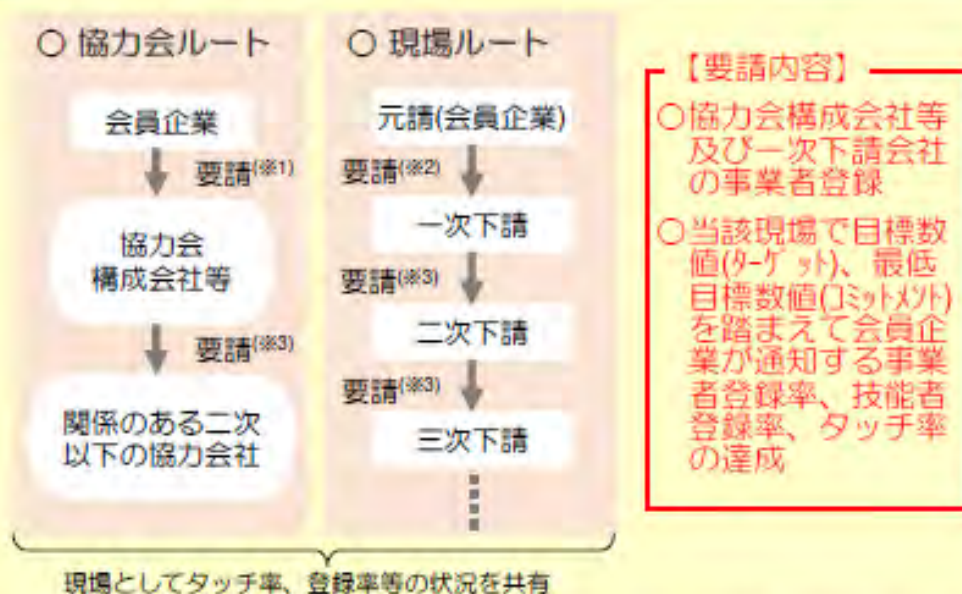
- ・令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事（WTO対象工事）において
 - >**CCUS義務化**モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評定にて加点／減点**）を試行
 - >**CCUS活用推奨**モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて**加点**）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討**
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ**
- ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

CCUS普及の新目標（日建連の新たな数値目標）（2021.3.19理事会決定）

↑ 新たな推進方策（2022）を策定し、新目標の達成に万全を期す

推進方策（2022）における6つの柱

1. 協力会、現場の2つのルートでの取組の強化



※1) 協力会ルートの要請は、協力会の集まり、安全大会等の場を活用して実施

※2) 現場ルートは登録現場で実施し、要請は、見積依頼時等に実施（要請は契約内容ではない点に留意）

※3) 協力会ルートで協力会社が二次以下の協力会社に要請すること、現場ルートで一次下請会社が二次以下の下請会社に要請することも、会員企業からの要請の一部

2. 全社的体制の強化

- 新目標の数値目標を社内・現場で共有
- 現場登録・カードリーダー設置の徹底（自社の現場登録、カードリーダー設置・稼働状況を把握）

3. 建退共完全支払いとの連携

- CCUSと建退共との連携による建退共・CCUS加入者のカードタッチに対する建退共完全掛金支払いの推進

4. 公共工事におけるCCUS要件化への協力

- 発注や契約の条件を達成できるよう十分な準備の下、積極的に入札参加

5. 施工能力等の見える化評価の活用

- 専門工事企業側のメリットのため、協力会社の施工能力等の見える化評価への申請を促進

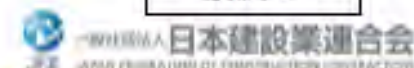
6. フォローアップの適切な実施

- 定期的実施。会員企業の負担が重ならない形で行う。
- 具体的な内容、実施方法の詳細は、今後、CCUS推進本部で検討の上決定

日建連の新目標

会員企業の直近の年間国内元請完工高（2022年2月時点）に基づき2022年度以降のタッチ数目標を再計算（2022.03.23）
 ※（）内は従来の数値

別紙 2



			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
技能者登録率 <small>（作業員名簿に記載された技能者の技能者登録率）</small>	最低限達成すべき数値		15%	25%	35%	41%	45%	49% (51%)※1	50% (55%)※1	
	上乗せ目標数値	全社	15%	36%	58%	79%	100%	100%※2	100%※2	
		推進本部15社	15%	43%	72%	100%	100%※2	100%※2	100%※2	
事業者登録率 <small>（施工体系別に記載された事業者の事業者登録率）</small>	最低限達成すべき数値		37%	52%	68%	79%	84%	84%	84%	
	上乗せ目標数値	全社	37%	53%	69%	84%	100%	100%※3	100%※3	
		推進本部15社	37%	58%	79%	100%	100%※3	100%※3	100%※3	
現場登録 <small>（推進方策2020）</small>	最低限達成すべき数値		請負金額1億円以上のすべての建設現場							
	上乗せ目標数値		すべての建設現場※4							
タッチ数	最低限達成すべき数値		国内元請完工高10億円あたりのタッチ数	163	452	914 (859)	1,443 (1,356)	1,876 (1,762)	2,693 (2,531)	2,886 (2,711)
	上乗せ目標数値	全社	国内元請完工高10億円あたりのタッチ数	244	678	1,371 (1,288)	2,164 (2,033)	2,813 (2,644)	4,040 (3,796)	4,328 (4,067)
		推進本部15社	国内元請完工高10億あたりのタッチ数（単月）について、前年同月のトップランナーの50%又は全社の目標数値のいずれか高い方を最低ラインとし、可能な限りトップランナーに近づくことを目指す							

2023年度単年度黒字化のため日建連現場で果たすべき数値

- ※1 タッチ数の上乗せ目標数値達成のためには最低この数値が必要
- ※2 カードを保有しない技能者の入場は原則として認めない
- ※3 未登録事業者の入場は原則として認めない
- ※4 小規模現場に関しては、CCUS側の対応が可能となってから適用

2023年度単年度黒字化の前提となる低位推計の数値

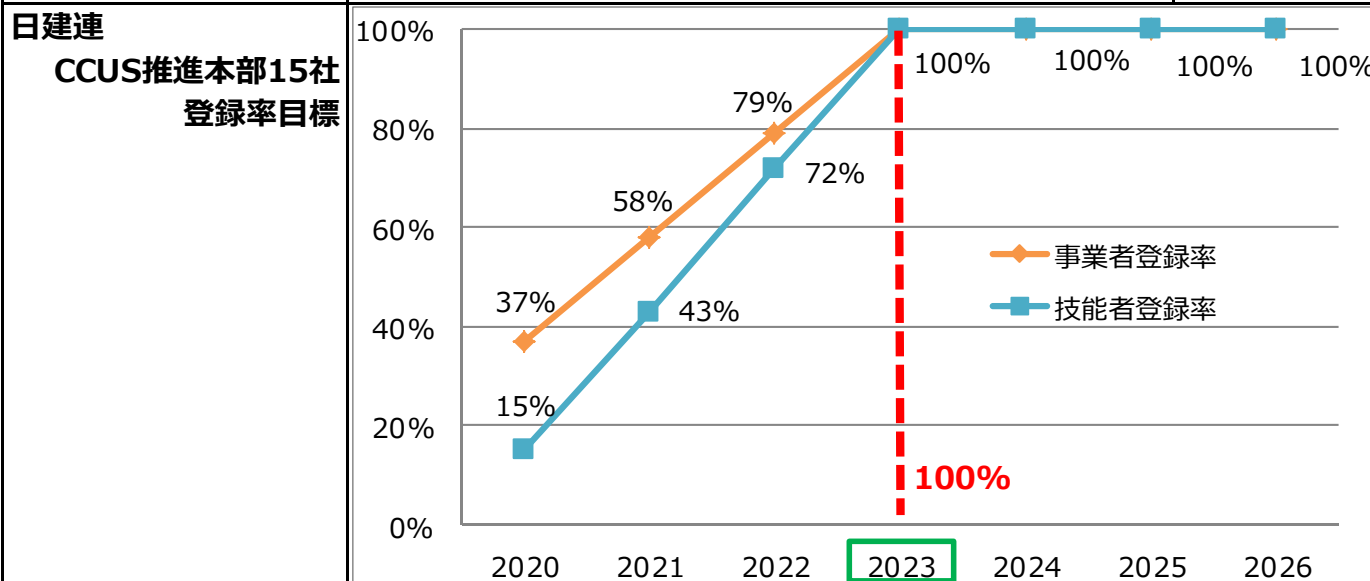
参考：国交省低位推計

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
技能者登録数(万人)	50	80	110	130	140	150	150
事業者登録数(万社)	7	10	13	15	16	16	16
タッチ数(百万タッチ)	7.2	20	38	60	78	112	120

◆三井住友建設(株)のCCUS普及推進目標について

1. **一次協力会社**について、事業者登録・技能者登録を**2023年3月末までに100%完了とする**。
2. **二次以下の協力会社**について、事業者登録及び技能者登録を**2023年3月末までに80%、2024年3月末までに100%完了とする**。
3. 作業所におけるカードタッチ率を**2023年3月末までに80%以上**とする。

	2022年度												2023年度																							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
CCUS登録率 一次協力会社	一次協力会社の事業者登録・技能者登録 100%																																			
二次以下協力会社	二次以下協力会社の事業者登録・技能者登録 80%以上												二次以下協力会社の事業者登録・技能者登録 100%																							
CCUSカードリーダー タッチ率目標	作業所タッチ率 60%以上												作業所タッチ率 80%以上												作業所タッチ率 100%											



日建連 新目標の考え方
官民施策パッケージには「2023年度からのあらゆる工事でのCCUS完全実施」とあるが、詳細な時期は示されていないため、日建連では、**技能者登録率・事業者登録率は次年度の2024年度に100%を目指し、各年度の目標数値を設定。**
(推進本部15社は1年前倒しの2023年度に100%を目指し、各年度の目標数値を設定)

– CCUS普及の新目標 –
2021年3月19日
日建連 CCUS推進本部

官民施策パッケージに
おけるCCUS完全実施

Q. 一人親方の場合は、事業者登録と技能者登録、両方が必要となるのか

A. 回答

・一人親方については、「労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者」や「あるときは事業主として経営者の立場に立ち、また、あるときは技能労働者として雇用される」など様々に定義されています。

本システムでは、**請負契約を結んで施工体制に事業者として登録される立場であれば、事業者登録**をして頂く必要があります。

特定の事業所に所属せず、専ら技能労働者として雇用される立場、いわゆるフリーランスの方であれば**技能者登録のみ**になります。

ただし、他サービスと就業履歴についてのA P I連携を利用したい場合は、事業者登録がひつようです。なお、技能者登録の所属事業者欄には、主たる事業所としてご自身の事業所・屋号を登録して頂きますが、他の事業者にも雇用される場合は、所属する事業所欄に追加して頂くことでその事業者により作業員名簿への登録や就業履歴の登録が可能になります。

参考2 事業所の形態に応じた加入すべき公的保険

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険		事業主負担計 (賃金等に対する比率)
			雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険	
法人 約40万社	1人~	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	—	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円~88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ (日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円~88円
	—	役員等	—	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○2保険+労災保険の負担 13.654%+労災保険料
個人事業主 約10万者	5人~	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	1人~4人	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○雇用保険の負担 1.150%
	—	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円~88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ (日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円~88円
	—	事業主、 一人親方	—	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。

※3 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

□ : 事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

■ : 事業主負担がない部分

建設労働者が加入すべき社会保険等

● 事業者である一人親方の場合・・・

一人親方

- 市町村国保or国保組合
- 国民年金
- 労災保険(特別加入)

● 労働者の場合・・・

株式会社など
法人に勤めている労働者

- 雇用保険
- 協会けんぽ
- ※健保適用除外により、国保組合に加入できる場合があります
- 厚生年金保険

個人経営の事業所に勤めている労働者

常時使用する労働者が5人以上

常時使用する労働者が5人未満

- 雇用保険
- 市町村国保or国保組合
- 国民年金

日雇労働者

- 雇用保険(日雇労働被保険者)
- 市町村国保or国保組合 or 健康保険(日雇特例被保険者)
- 国民年金

社会保険等へ加入するメリット

社会保険等へ加入していると本人や家族の生活が守られます。

- ◆【医療保険】
怪我や病気になったとき、安い費用で医療を受けられます。
- ◆【老齢年金】
高齢になり働けなくなっても生涯一定の収入が得られます。
- ◆【障害年金・遺族年金】
万一障害を負ったりご本人が亡くなってもご本人や遺族は一定の収入が得られます。

加入すべき社会保険等の種類が判明したら

社会保険等への加入手続きは、

- 労働保険 : 労働基準監督署及び公共職業安定所
- 社会保険 : 年金事務所

で行っておりますので、ご不明な点をご相談ください。

お近くの労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は、以下のホームページで確認できます。

- 労働基準監督署
→ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>
- 公共職業安定所
→ <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>
- 年金事務所
→ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>



事業者登録のための準備

I. 概要

II. 申請書類準備

III. インターネット申請



事業者登録の登録料は、資本金によって異なります。
建設業振興基金から、「お支払いの依頼」のメールが送付されます。

- システムに登録済の事業者へ、代行申請を依頼することもできます。
- 一人親方は、事業者情報と技能者情報の両方を登録していただきます。
①事業者情報、②技能者情報の順番で登録申請を行ってください。

事業者登録料は、資本金によって異なります。法人の資本金は、事業者確認書類、または建設業許可番号によって参照された資本金情報により確認されます。また、新規登録時より **5年ごとに更新が必要**です。

■ 事業者登録料（5年ごと） 消費税を含む

・一人親方	0円
・500万円未満	6,000円
・500万円以上1,000万円未満	12,000円
・1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
・2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
・5,000万円以上1億円未満	60,000円
・1億円以上3億円未満	120,000円
・3億円以上10億円未満	240,000円
・10億円以上50億円未満	300,000円
・50億円以上100億円未満	600,000円
・100億円以上500億円未満	1,200,000円

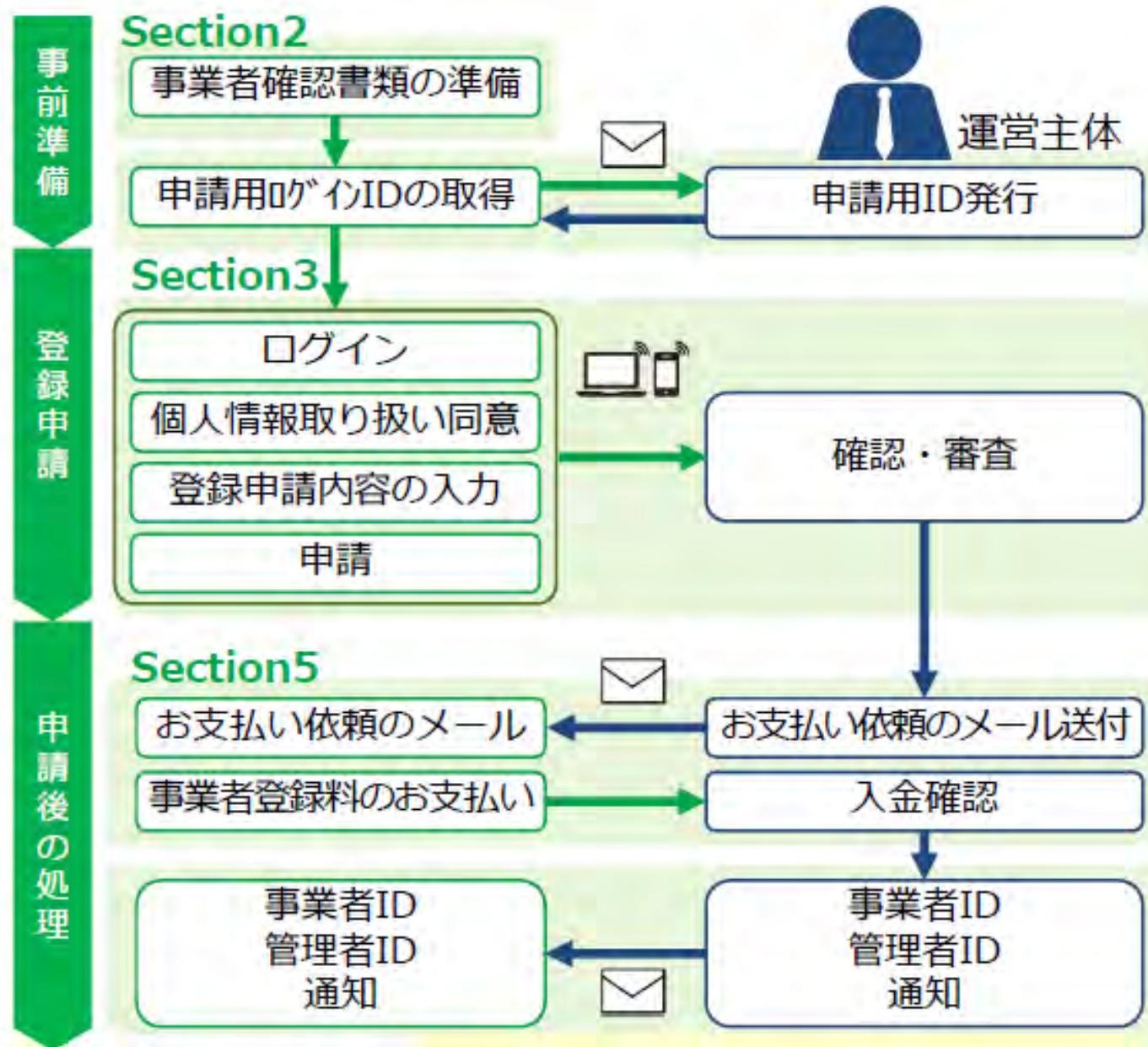
- ・個人事業主の場合は、事業者登録料は6,000円です。
- ・一人親方の事業者登録料は、無料です。

まず、登録責任者を選任します。支払いの依頼メールや事業者IDの通知メールが届きます。

私が管理します。



事業者
登録
責任者



事業者証明書類の提出書類

■ 建設業許可がある場合

- ・建設業許可証明書、または建設業許可通知書

※建設業許可番号から、資本金などの建設業許可データを参照します。

■ 建設業許可がない場合

法人

- ・事業税の確定申告書、または納税証明書 + 履歴事項全部証明書
- ※事業者証明書類は、資本金が確認できるものをご準備いただきます。

個人事業主（一人親方）

- ・納税証明書、または所得税の確定申告書、または個人事業の開始届

■ 建設業許可がある場合（法人および個人事業主）

建設業許可**証明書**（写し）1点



または

建設業許可**通知書**（写し）1点



- 上記書類に記載の建設業許可番号から建設業許可データを参照します。
- 建設業許可データより資本金を確認し、事業者登録料が算出されます。
- **【重要】証明書と通知書は異なります。**

■ 建設業許可がない場合（法人）

事業税の確定申告書（写し）
1点



または

納税証明書（写し）1点 +
履歴事項全部証明（写し）1点
計2点



+



- 事業税の確定申告書は、税務署の受付印があり、1年以内のもの。
- 納税証明書、履歴事項全部証明書は、証明日が1年以内のもの。
- 提出書類に記載の『**資本金**』を確認し、事業者登録料が算出されます。

■ 建設業許可がない場合（個人事業主）

個人事業主の方で一人親方の場合、法人情報を入力する際、法人・個人区分を選択します。

納税証明書
(写し) 1点



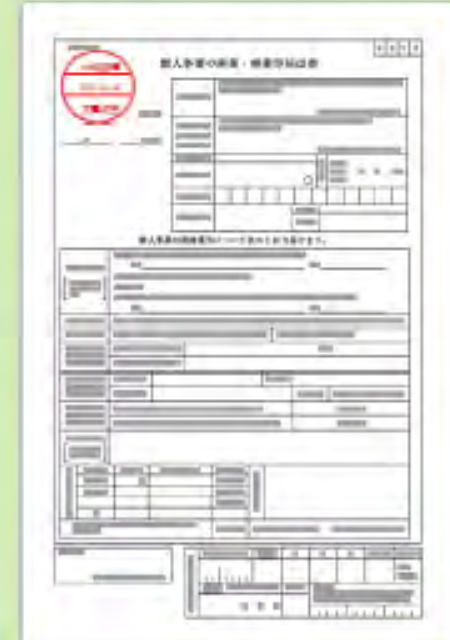
または

所得税の確定申告書
(写し) 1点



または

個人事業の開始届
(写し) 1点



- 納税証明書は、証明日が1年以内のもの。
- 所得税の確定申告書や個人事業の開始届は、税務署の受付印があり、1年以内のもの。

Q. 一人親方の納税証明書はどれを取り寄せればよいですか。

A. 回答

下記のものをご用意ください。

【国税事務所から入手できる書類】

- ・税目：所得税、消費税のいずれか
- ・納税証明書の種類：その1～その4のいずれか

(例) 所得税の納税証明書その1

【都道府県税事務所から入手できる書類】

- ・税目：事業税

(例) 個人事業税の納税証明書

Q. 電子申告を行っている所得税の確定申告書は提出可能か
(個人事業主・一人親方)

A. 回答

提出可能です。**確定申告書に合わせて**提出時に国税事務所から送付される受領通知(メール詳細等)をご提出ください。

〈受領通知見本〉

※建設業許可をお持ちの場合は確定申告書の提出は不要です。

建設業許可通知書または建設業許可証明書をご提出ください。

Q. 一人親方の確定申告書の「収入」の「給与」に金額がある場合、登録はできますか？

A. 回答

「収入」の欄が「給与」となっている確定申告書では有効書類にはなりませんので、下記条件の納税証明書をご用意ください。

- ①金額の税目に以下のどれかの文言があること
 - ・「営業」「法人」「事業」「消費」「所得」
- ②確認書類に金額の記載、または「完納」「未納がない」旨の文言があること

Q. 一人親方の所得税の確定申告書は収入がすべて分かってしまうので金額をマスキングしても大丈夫でしょうか？

A. 回答

「収入」の「営業」の項目が1円以上であることを確認できるようにしていただければ、マスキングしていただいて問題ありません。

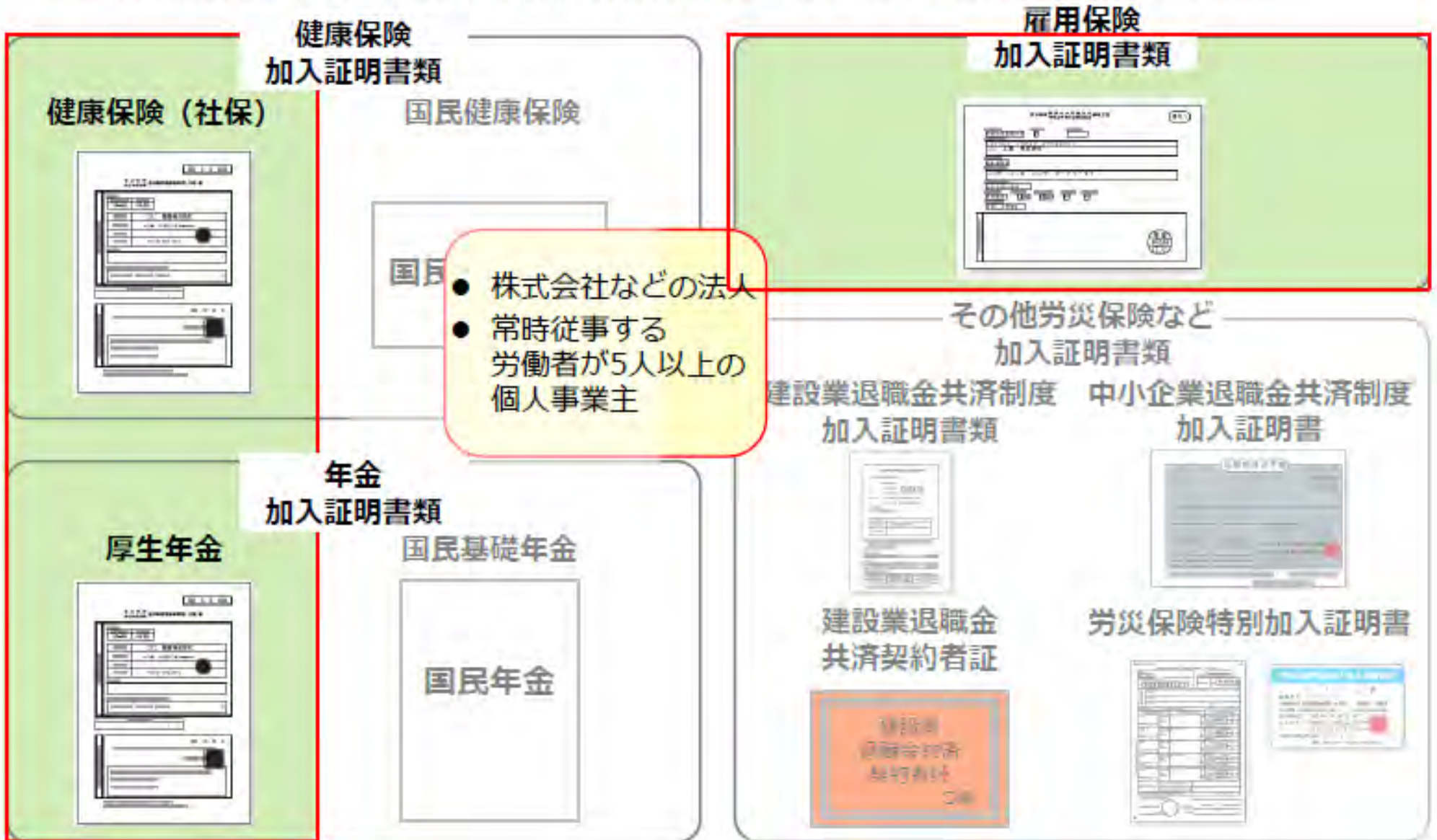
(例)

5 0 6 2 3 1 円の場合⇒5 0 6 2 3 までマスキング可

5 0 6 2 3 0 円の場合⇒5 0 6 2 までマスキング可

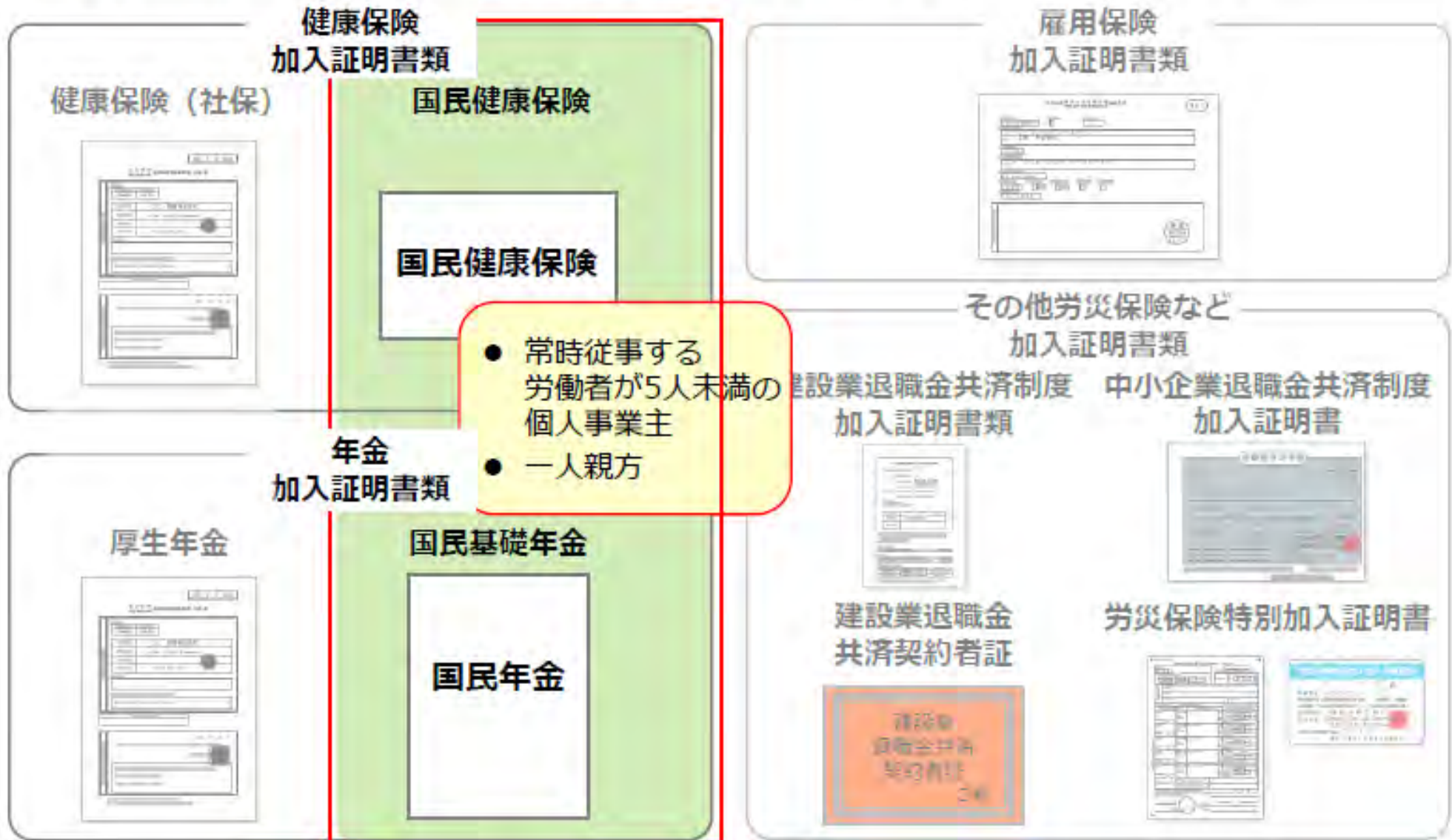
■ 社会保険等の加入証明書類

事業所の形態に応じて、該当する社会保険等の加入証明書類をご準備ください。



■ 社会保険等の加入証明書類

事業所の形態に応じて、該当する社会保険等の加入証明書類をご準備ください。





■ 社会保険等の加入証明書類

事業所の形態に応じて、該当する社会保険等の加入証明書類をご準備ください。

健康保険
加入証明書類

健康保険（社保） 国民健康保険






雇用保険
加入証明書類



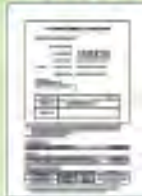

年金
加入証明書類

厚生年金 国民基礎年金

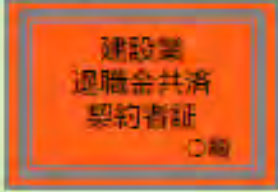



その他労災保険など
加入証明書類



建設業退職金共済制度 加入証明書 中小企業退職金共済制度 加入証明書

建設業退職金共済契約者証



労災保険特別加入証明書

ご準備いただいた書類は、登録申請の際にJPG（JPEG）ファイル形式の電子ファイルとして添付し、送信します。

※JPG形式（JPEG形式）とは、画像を圧縮し、ファイルサイズを小さくしたデータのことです。



- 電子化したファイルが正しく画像を読み取れることを確認してください。
- ファイル名を分かりやすい名前に変更し、保存してください。
- 書類の内容を示すファイル名に変更することで、書類を添付する際、スムーズにファイルを選択できます。

添付書類に以下の情報が記載されている場合は、マスキング（消して）してからJPG形式の電子ファイルにしてください。

マスキングする情報

- ・健康保険被保険者記号
- ・健康保険被保険者番号
- ・マイナンバー（個人番号）
- ・基礎年金番号
- ・住民票コード
- ・事業者情報以外の情報（社員名などの情報）



マスキング例

The screenshot shows a form with various fields. A red box highlights a section where information has been masked with a grey rectangle. The visible text includes:

- 健康保険被保険者記号: 0000
- 健康保険被保険者番号: 0000
- 基礎年金番号: 0000
- 住民票コード: 0000
- マイナンバー: 00000000000000000000
- 社員名: 〇〇〇〇

The masked area covers the following fields:

- 健康保険被保険者記号
- 健康保険被保険者番号
- 基礎年金番号
- 住民票コード
- マイナンバー
- 社員名



- 上記の情報がマスキングされていない場合、審査側でマスキングを実施する場合があります。また、不備になる場合もありますので、漏れなくマスキングをしてください。

インターネット申請には、申請用ログインIDが必要です。建設キャリアアップシステムの「事業者」を押して申請用ログインIDを取得します。



建設業振興基金の建設キャリアアップシステムホームページから「事業者」を押します。



「事業者」画面が表示されます。
「申し込み」を押します。

事業者新規利用申込み画面

事業者新規利用申込み

① [商号または名称] 欄を入力します。

商号または名称

商号または名称は、(株)や(有)も含め入力してください。
 法人の場合、株式会社は(株)、有限会社は(有)のように略号を使用してください。
 フリガナの場合は、(カブ)や(ユウ)と入力してください。

事業者名_名称 **必須**

(株)〇〇△△建設

登録責任者

ミドルネームを入力する

OFF

氏名

姓 **必須** 名 **必須**

山田 明子

郵便番号 **必須**

ハイフン「-」なしで入力してください。

[事業者名_名称] は、「(株)」や「(有)」を含めて入力します。

事業者新規利用申込み画面

② [登録責任者] 欄を入力します。

ミドルネームを入力する方は、ボタンを押して、「ON」にします。

登録責任者

ミドルネームを入力する
 OFF

氏名
 姓 **必須** 名 **必須**

郵便番号 **必須**
 ハイフン「-」なしで入力してください。

都道府県 **必須** 市区町村 **必須**
 フルダウンより選択してください。 全角で入力

住所1 **必須**
 全角、英数字記号半角で入力してください。(例:虎ノ門x-x-x 00ビル)

[郵便番号] は、「-」(ハイフン) なしで入力します。

[住所検索] を押すと該当する番地が表示されます。「住所1」に番地など追加入力します。

事業者新規利用申込み画面

住所2

全角、英数字記号半角で入力してください。(例: 虎ノ門x-x-x 〇〇ビル)

担当者電話番号 必須

ハイフン「-」付きで入力してください。

メールアドレス 必須

ccus.jpからメール受信できるように設定してください。

メールアドレス(確認用) 必須

▶ 利用申込み
✕ キャンセル

住所は建物名まですべて入力します。

担当者電話番号を入力してください。電話番号は「-」(ハイフン)付きで入力します。

ここで入力したメールアドレスに「申請用ログインID」が通知されますので、正確に入力してください。

事業者新規利用申込み画面

a_heisei@xxxx.co.jp

メールアドレス(確認用) 必須

a_heisei@xxxx.co.jp

▶ 利用申込み キャンセル

③ [利用申込み] を押します。

▶ 利用申込み

④ 確認メッセージが表示されます。

確認

利用申込みします。
よろしいですか？

はい いいえ

利用申込み

(株)〇〇△△建設様
ご利用の申込みありがとうございます。ご指定のメールアドレスに申請用のログイン情報をお送りしますので、到着までしばらくお待ち下さい。
メール到着後は、その内容に沿って登録処理をお願い致します。

はい

事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせメール

【建設キャリアアップシステム】事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせ

建設キャリアアップシステム <ccusinfo@smail.ccus.jp>

(株)〇〇△△建設 御中

建設キャリアアップシステムの事業者情報新規登録の申請を受け、申請用ログインID・申請用パスワードの発行をいたしましたので、申請用ログインURLよりログインのうえ、お手続きをすすめてください。

【申請ログインID】

XXXXXXXXXXXX

【申請用パスワード】※初回ログイン時に変更してください

XXXXXXXXXX

【申請用ログインURL】

<https://www.xxx.jp/xxx.xxx/xxx.html>

【日付】

2024/01/01

「利用申込み」を押して数分後に、「事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせ」というタイトルのメールが、登録したメールアドレスに届きます。



メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに、運営主体からのメールが振り分けられていないかご確認ください。

重要

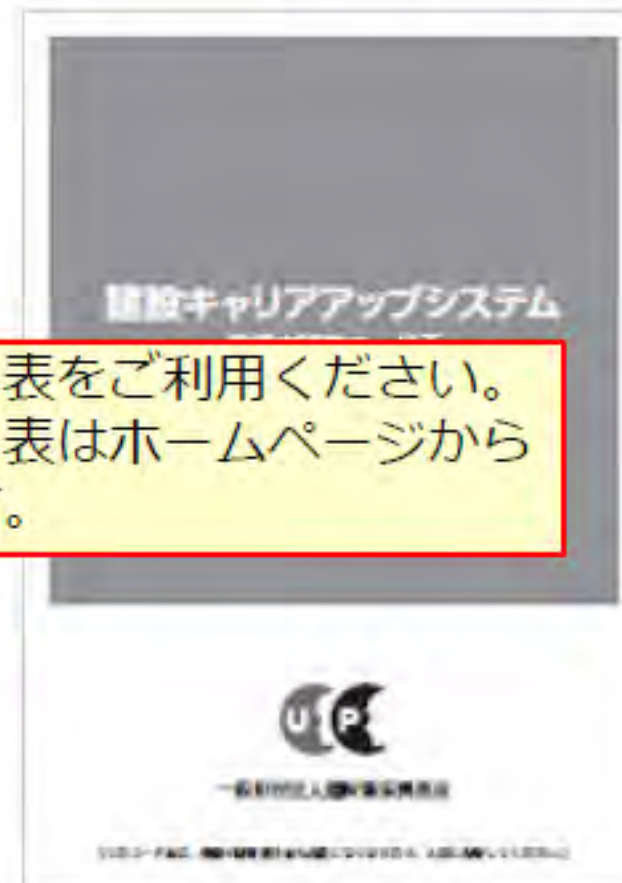
まだ、申請は終わっていません。申請用ログインURLを開いて、本申請に進んで下さい。

「手引」は、事業者情報登録申請の各項目に関する注意点などを詳細に記した文書です。
 「登録申請書コード表」は、登録内容のコード番号を選択する際の、コード一覧です。
 これらの文書をあらかじめダウンロードして、手元に置くと、登録をスムーズに進めることができます。

『建設キャリアアップシステム
「事業者登録申請書」の手引』

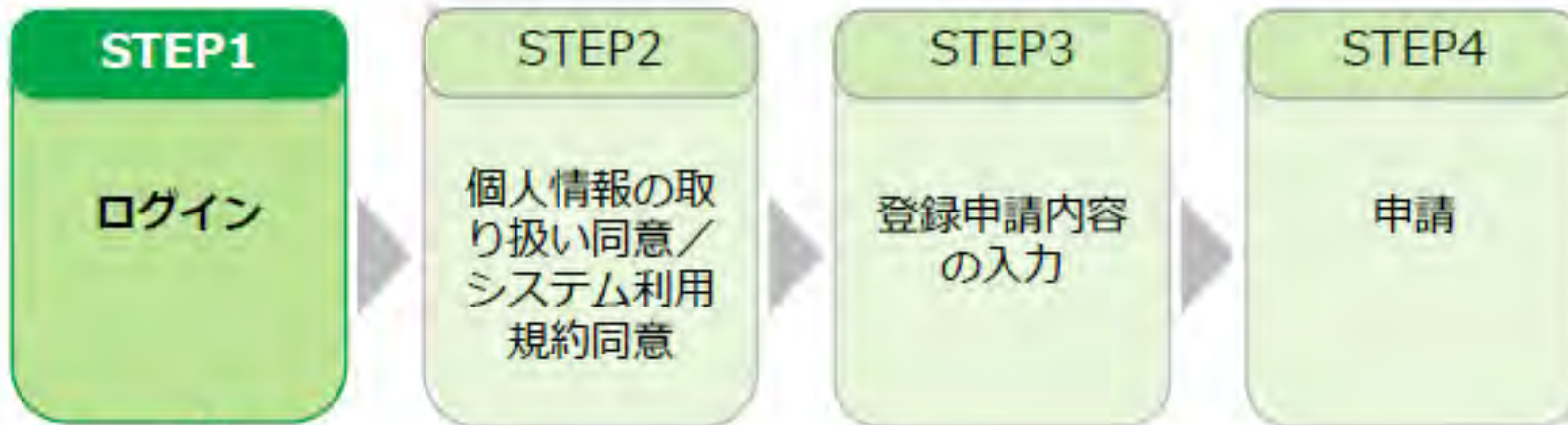


「登録申請書コード表」



最新の手引き・コード表をご利用ください。
 最新の手引き・コード表はホームページからダウンロードできます。

処理ステップ



STEP1

「STEP1 ログイン」では、システムにログインする方法を説明します。



事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせメール

【建設キャリアアップシステム】事業者新規登録申請用ログインID・パスワードのお知らせ

建設キャリアアップシステム <ccusinfo@smail.ccus.jp>

(株)〇〇△△建設 御中

建設キャリアアップシステムの事業者情報新規登録の申請を受け付けました。
申請ログインID・申請用パスワードの発行をいたしましたので
申請用ログインURLよりログインのうえ、お手続きをすすめてください。

【申請ログインID】

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

【申請用パスワード】※初回ログイン時に変更お手続きが必要となります。

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

【申請用ログインURL】

https://www.xxx.jp/xxx.xxx/xxx.html

【日付】

XXXXXXXXXX

[申請用ログインURL] を使って
ログインページを開きます。



ログイン

② 【ログイン】を押します。

パスワード変更

パスワード変更

注意事項

- ・設定可能文字数は8文字～24文字となります。
- ・アルファベットの大文字、小文字、数字、記号の3種類以上を組み合わせてください。
使える記号[\$%()*+,-./:;=?@[\] ^ _ `{|}~|]。
- ・全角文字は使用できません。
- ・新パスワードは旧パスワードと同じものは入力できません。
- ・大文字小文字は区別されます。

パスワード変更入力

現在のパスワード 必須

新しいパスワード 必須

新しいパスワード確認 必須

パスワード変更 ▶ ✕ キャンセル

③ [パスワード変更入力] 欄で、注意事項に従ってパスワードを変更します。

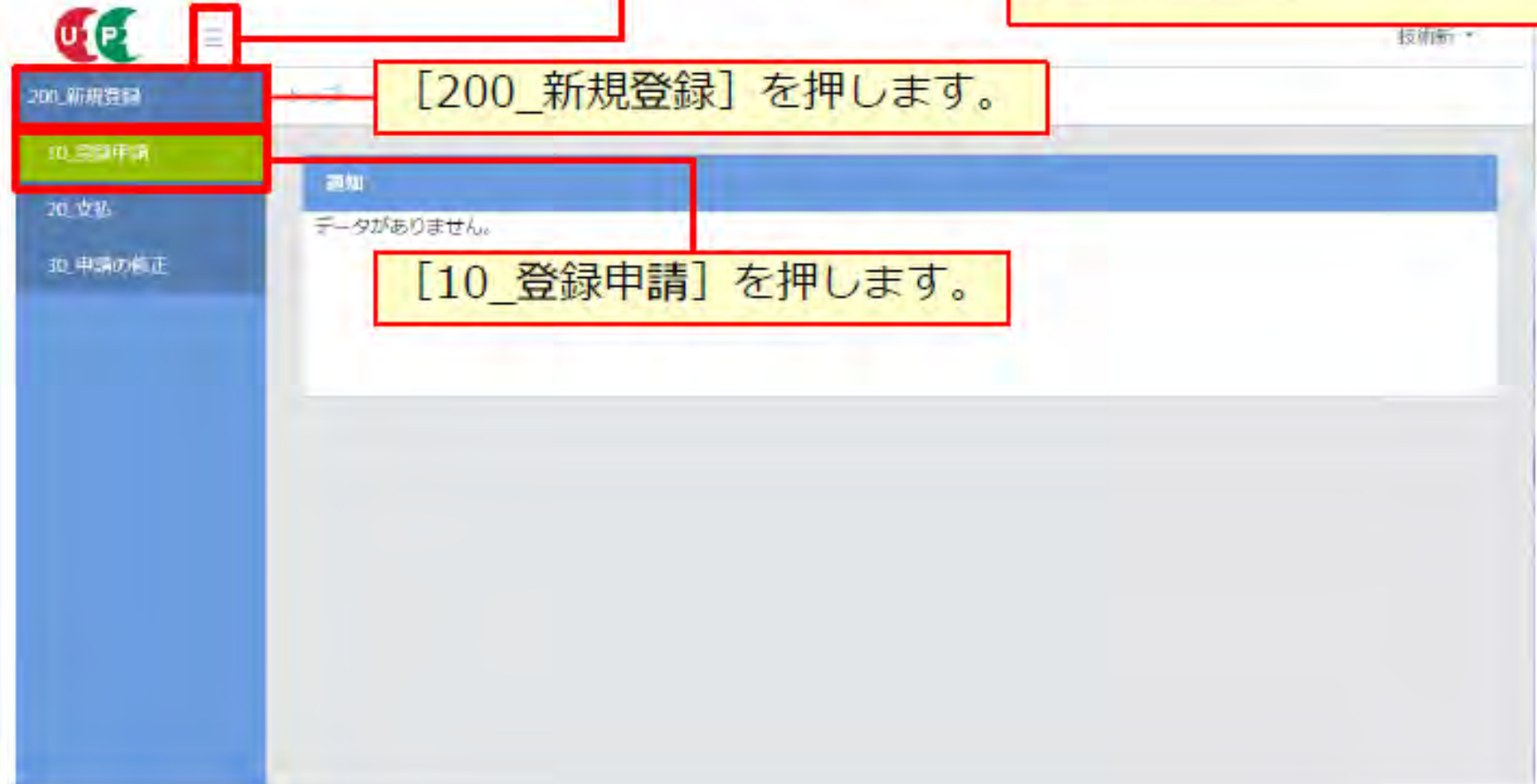
<注意事項>

- 8文字から24文字です。
- アルファベット大文字、小文字、数字、記号の内、3種類以上を組み合わせます。
- 全角文字は使用できません。
- 新パスワードと旧パスワードは同じものは入力できません。

④ [パスワード変更] を押します。再度、ログイン画面が表示されますので、新しく変更したパスワードでログインします。

パスワード変更後の再ログイン トップ画面

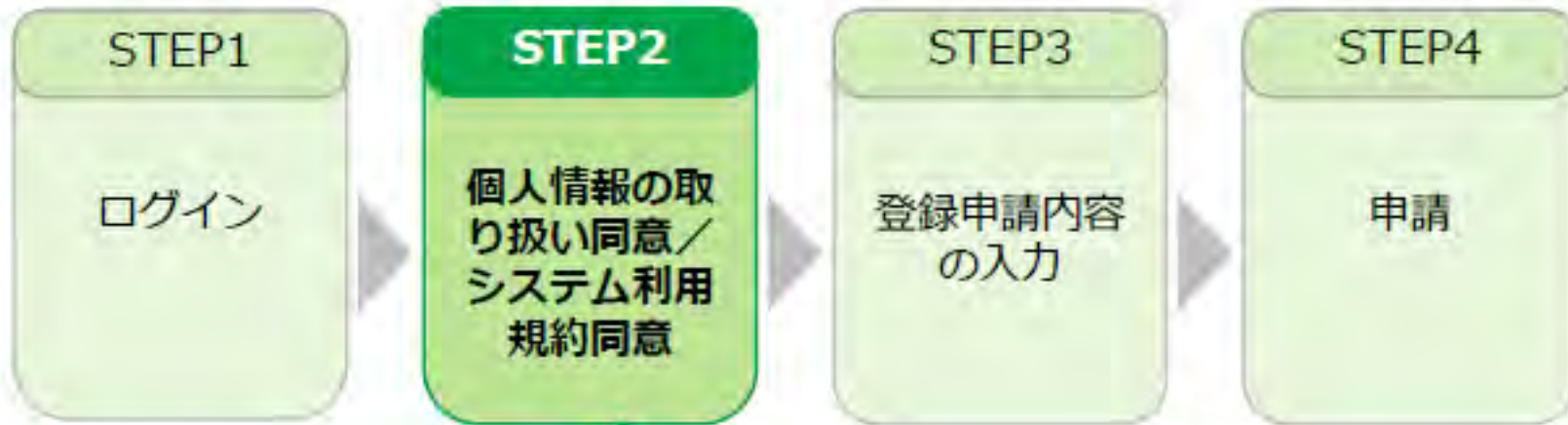
メニューが表示されない場合は、左上の [≡] を押してください。



[200_新規登録] を押します。

[10_登録申請] を押します。

処理ステップ



STEP2

「STEP2 個人情報の取り扱い同意/システム利用規約同意」では、システム利用上の同意事項確認について説明します。

個人情報の取り扱い同意

システムの利用にあたり、「個人情報の取り扱い同意」および「システムの利用規約の取扱いについて」をご確認いただきます。

新規登録 / 登録申請 / **個人情報の取り扱い同意**

① 個人情報取扱同意

① 「個人情報の取り扱い同意」をご一読ください。

個人情報の取り扱い同意

建設キャリアアップシステムへの利用申し込みには、「建設キャリアアップシステム利用規約」に於いて、本財団は本システムに登録いただいた登録ユーザーの個人情報の取り扱いについて下記のように定め、その他の関係する法令ならびに本財団規程などを遵守し、個人情報を適法かつ適正に取り扱います。

■個人情報の取り扱いについて（抜粋）

1. 利用目的について

(1) 技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善に結びつくよう、技能者、その所属する事業者、および技能者に対する研修等を実施し、技能者の就業履歴を以下のように入力し、本システムにおいて登録、蓄積及び最新の情報に更新する。

(1)-1. 技能者基本情報を、技能者（又は技能者の委託を受けた所属事業者、事業者団体等）が本システムにおいて登録する。

(1)-2. 技能者就業履歴情報を、技能者の所属事業者、建設業の事業者、又は技能者が所属する事業者が本システムにおいて登録する。

確認しました

② 内容を確認後 [確認しました] にチェックを付けます。

同意する

③ [同意する] を押します。

システム利用規約同意情報

新規登録 / 登録申請 / システム利用規約同意

① 個人情報取扱同意

② システム利用規約

システム利用規約同意情報

建設キャリアアップシステムへの利用申し込みには、「建設キャリアアップシステム利用規約」（団ホームページに掲載している「建設キャリアアップシステム利用規約」全文を必ずお読みください）を必ずお読みください。

■建設キャリアアップシステム利用規約（抜粋）

第5条利用申込（登録）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守する。定の情報（以下「登録事項」といいます。）を本財団の定める方法で本財団に提供することによりの登録を申請することができます。

2. 本財団は、本財団の定める基準に従って、前項に基づいて登録申請を行った登録希望者（以録の可否を判断し、本財団が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。登録申請財団が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。

3. 前項に定める登録の完了時に、サービス利用契約が登録ユーザーと本財団の間に成立し、登い利用することができるようになります。

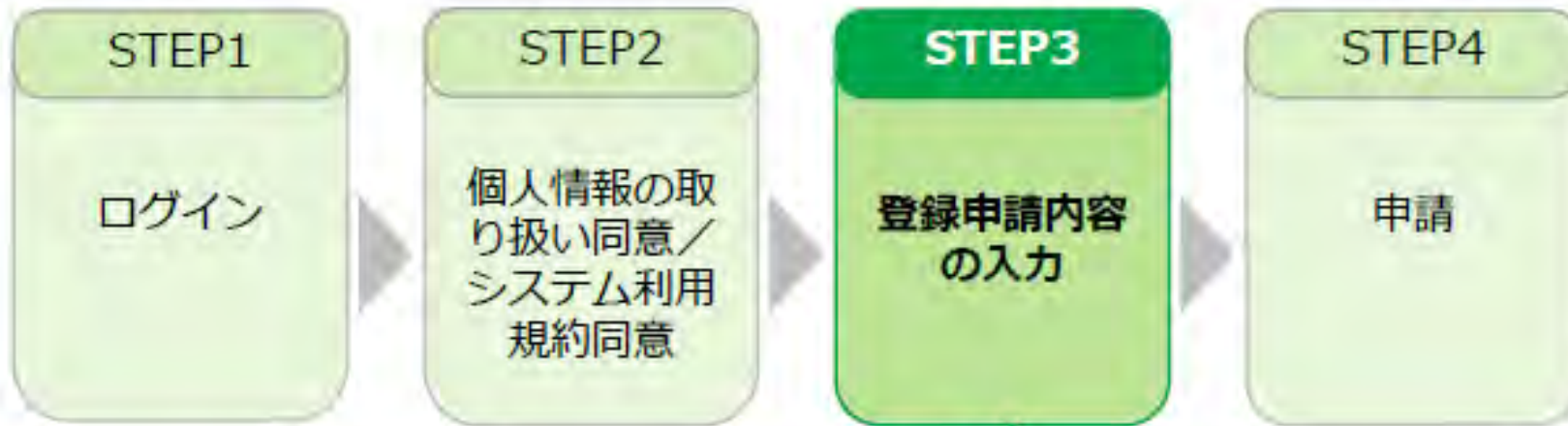
① 「システム利用規約同意情報」を
ご一読ください。

確認しました

② 内容を確認後 [確認しました] に
チェックを付けます。

③ [同意する] を押します。

処理ステップ



STEP3

「STEP3 登録申請内容の入力」では、登録申請するための入力項目について説明します。

建設業許可情報検索

建設業許可番号を参照することで、建設業許可データを、事業者情報の登録申請内容の一部として自動的に取り込むことができます。これにより、登録申請内容の入力時間を短縮することができます。

建設業許可番号種類
東京都知事

建設業許可番号種別
般または特

建設業許可番号年
二桁の半角数字

建設業許可番号
1200△△

① [建設業許可番号種類] と [建設業許可番号種別]、[建設業許可番号年]、[建設業許可番号] を検索条件として入力します。

② [検索] を押します。

<重要>
 建設業許可番号年が令和元年の場合、二桁の数字「31」を入力します。
 令和二年の場合、建設業許可番号種類と建設業許可番号の2か所のみ入力します。

建設業許可情報検索 結果画面

建設業許可文言

- 建設業許可データを取り込んだ事業者は、修正する必要がある場合は、建設業許可データを修正してください。
- 建設業許可データを取り込んだ場合は、入力不可となる項目があります。ご注意ください。

商号または名称

事業者名_フリガナ 必須

(カブ) ○○△△ケンセツ

事業者名_名称 必須

(株) ○○△△建設

建設業許可がある場合は、[建設業許可文言] 欄が表示されます。

③建設業許可データを参照し、一部の項目が自動入力されます。
※自動入力されたデータは修正できません。

i

- 建設業許可データから参照した値は、修正できません。
- 建設業許可データの変更は建設キャリアアップシステムではできません。

商号または名称

商号または名称

商号または名称は、(株)や(有)も含め入力してください。
 法人の場合、株式会社は(株)、有限会社は(有)のように略号を使用してください。
 フリガナの場合は、(カブ)や(ユウ)と入力してください。

事業者名_フリガナ 必須

(カブ)〇〇△△ケンセツ

事業者名_名称 必須

(株)〇〇△△建設

建設業許可がある場合は、自動的にデータを参照し、反映されます。

[事業者名_名称] は、「(株)」や「(有)」を含めて入力します。個人事業主で屋号をお持ちでない場合は、代表者名を入力してください。



- 事業者登録申請は、本社の申請のみが対象です。支社・支店・営業所など拠点単位で申請はできません。なお、利用上、支社・支店・営業所単位で管理を行う場合は、支店ID（階層管理）が可能です。



代表者名

代表者名

ミドルネームを入力する
 COT

フリガナ

セイ <small>必須</small> サトウ	メイ <small>必須</small> イチロウ
-----------------------------	------------------------------

代表者名

姓 <small>必須</small> 佐藤	名 <small>必須</small> 一郎
---------------------------	---------------------------

建設業許可がある場合は、自動的にデータを参照し、反映されます。

所在地

所在地

郵便番号 必須

ハイフン「-」なしで入力してください。

10500△△

都道府県カナ 必須

全角カナで入力してください。(例:トウキョウト)

トウキョウト

市区町村カナ 必須

全角カナで入力してください。(例:ミナトク)

ミナトク

都道府県 必須

プルダウンより選択してください。

東京都

市区町村 必須

全角で入力して

港区

住所1カナ 必須

全角カナ、英数字記号半角で入力してください。(例:トウノモノ 〇〇ビル)

〇〇〇〇ビル

住所2

全角、英数字記号半角で入力してください。(例:虎ノ門x-x-〇〇ビル)

〇〇〇〇ビル

電話番号 必須

電話番号はハイフン「-」付きで入力してください。

03-5400- 〇〇△△

住所2カナ

全角カナ、英数字記号半角で入力してください。

〇〇〇〇ビル

建設業許可がある場合は、自動的にデータを参照し、反映されます。各項目のカナ反映していない場合、追加入力します。

①7桁の[郵便番号]を「-」(ハイフン)なしで入力し、[住所検索]を押します。

②住所検索後、自動で表示された住所を確認します。「住所1」に番地など追加入力します。

③建物名や部屋番号など、正確に入力します。

法人情報

法人情報

法人・個人区分 必須

個人事業主で一人親方の場合は、一人親方をチェックしてください

法人 ▼

法人番号

01234567800△△

建設業以外の事業の有無 必須

有 ▼

① [法人・個人区分] の [▼] を押して、区分を「法人/個人/一人親方」の3つから選択します。

② [法人番号] 13桁を入力します。
※法人番号は、個人事業主の方、一人親方の場合は入力不要です。

③ [建設業以外の事業の有無] の [▼] を押して、建設業以外の事業の有無を選択します。

建設業許可がある場合は、自動的にデータを参照し、反映されます。

i 法人番号は、「国税庁法人番号公表サイト」
<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> で検索できます。

書類の添付方法

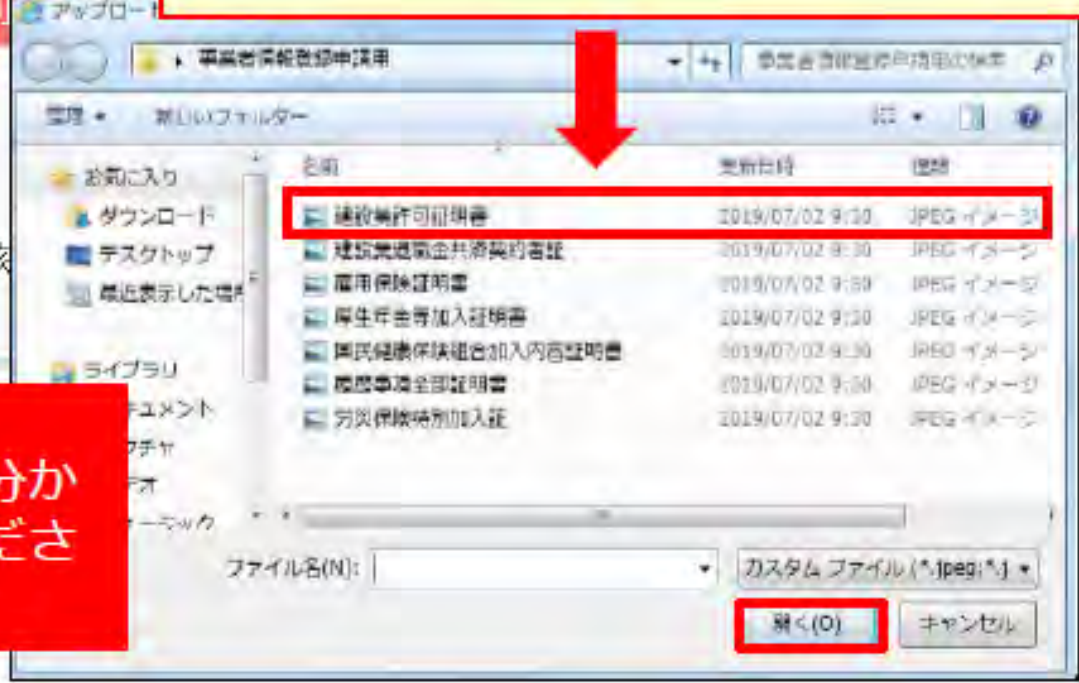
添付書類

建設業許可証明書(写し) いずれか必須 選択

建設業許可証明書.jpg 参照

建設業許可通知書(写し) いずれか必須 選択

① [選択] を押すと、添付ファイルを選択する画面が表示されます。あらかじめ保存したファイルをダブルクリックするか、ファイルを選択して [開く] を押します。



② 選択したファイルのファイル名が表示されます。

重要
添付ミスを防ぐため、ファイル名は分かりやすい名前に変更し、保存してください。

i 以降の項目も、同様の手順であらかじめパソコンやスマートフォンに保存したファイルを添付してください。

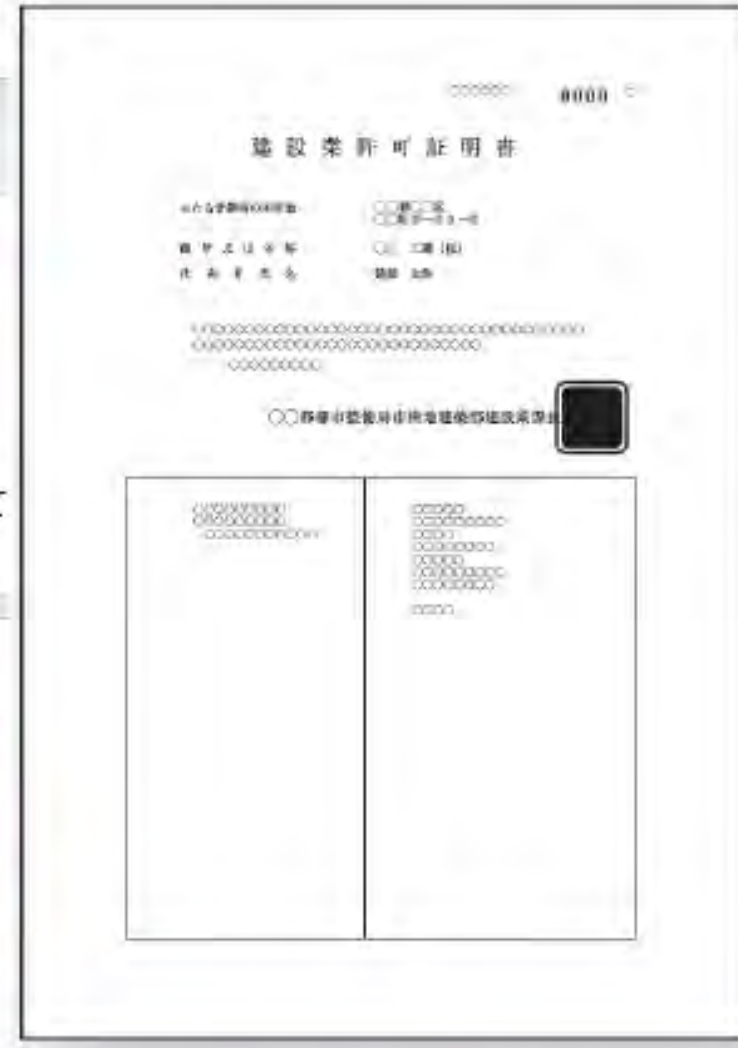
添付書類（建設業許可がある場合）

添付書類

建設業許可証明書(写し) いずれか必須

建設業許可通知書(写し) いずれか必須

上記の「証明書」、「通知書」を添付する際はどちらに該当するか、確認をして



重要
建設業許可**証明書**を建設業許可**通知書**の欄に添付すると不備になります。



添付する書類が建設業許可証明書か建設業許可通知書かどうかを必ず確認してください。

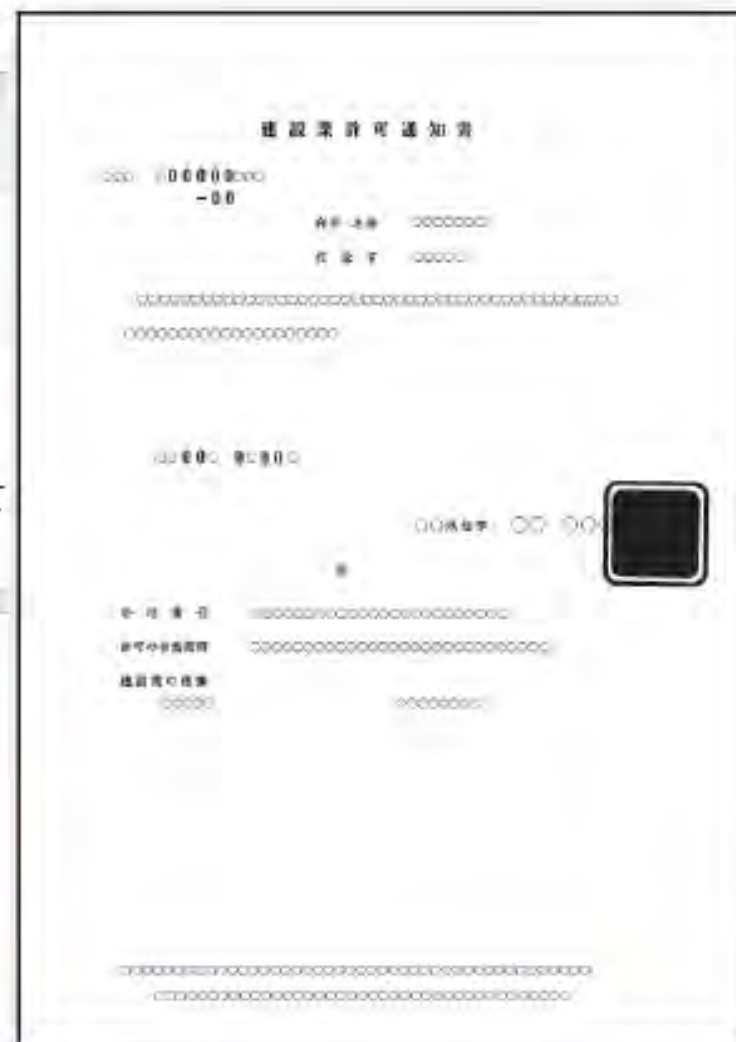
添付書類（建設業許可がある場合）

添付書類

建設業許可証明書(写し)

建設業許可通知書(写し) いずれか必須 選択

上記の「証明書」、「通知書」を添付する際はどちらに該当するか、確認をして



重要
 建設業許可**通知書**を建設業許可**証明書**の欄に添付すると不備になります。

i 添付する書類が建設業許可証明書か建設業許可通知書かどうかを必ず確認してください。

添付書類（建設業許可がない場合）

添付書類

事業税の確定申告書(写し) いずれか必須 選択

事業税の確定申告書.JPG 参照 削除

納税証明書(写し) 選択

納税証明書.jpg 参照 削除

履歴事項全部証明書(写し) いずれか必須 選択

[法人・個人区分] 欄で選択した情報に従って、表示される項目が異なります。

[選択] を押して、表示されている項目に該当する確認書類を添付します。

添付書類

納税証明書(写し) いずれか必須 選択

所得税の確定申告書(写し) いずれか必須 選択

個人事業の開始届(写し) いずれか必須 選択

i

[法人・個人区分] 欄で [法人] を選択した場合は、[事業税の確定申告書(写し)]、[履歴事項全部証明書(写し)] のいずれか一つを必ず添付します。
 [個人] または [一人親方] を選択した場合は、[納税証明書(写し)]、[所得税の確定申告書(写し)] または、[個人事業の開始届(写し)] のいずれか一つを必ず添付します。

資本金情報

資本金情報

資本金額 必須

カンマ無しで入力してください。

千円

添付書類 必須 選択

資本金_添付書類.jpg 参照 削除

資本金額を「,」（カンマ）なしで入力します。カンマは自動表示されます。個人事業主、一人親方の場合は「0」（ゼロ）と入力してください。

千円単位で入力します。

資本金がある場合は、資本金確認証明書類を添付します。
 ※建設業許可データを参照する場合は添付書類は不要です。
 （選択できません）

選択

- i**
- 建設業許可がある事業者の場合、建設業許可データから資本金を確認し、事業者登録料を算出します。
 - 建設業許可がない法人の場合、事業者確認書類から資本金を確認し、事業者登録料を算出します。
 - 建設業許可がない個人事業主の場合、事業者登録料は、6,000円になります。
 - 一人親方の事業者登録料は、無料です。

Q. 事業者の資本金確認書類は何を提出すればよいですか

A. 回答

下記の内、いずれか 1 点を提出して下さい。

- ・「履歴事項全部証明書（写し）」
- ・「現在事項全部証明書（写し）」
- ・「事業税の確定申告書（写し）」

なお、建設業許可がある法人及び資本金のない個人事業主、一人親方の場合は提出不要です。

	資本金確認 証明書類（写し）	
建設業許可がある法人 事業者の場合※	提出不要	許可データから資本金を確認し、建設キャリアアップシステム事業者登録料を算出します。 ※ 直近に「資本金」の減資、増資を行っている場合と許可データに新たな「資本金」が反映されない場合があります。正しい事業者登録料のお支払いのため、直近に「資本金」の減資、増資を行っている場合は、建設業許可なしとして申請してください。また、新規登録完了後に、「事業者情報登録内容変更申請書」で建設業許可番号ありの変更申請をしてください。
建設業許可がない法人 事業者の場合	提出必須	事業者確認書類から資本金を確認し、建設キャリアアップシステム事業者登録料を算出します。
個人事業主の場合	提出不要	建設業許可の有無に関わらず、資本金がありませんので建設キャリアアップシステム事業者登録料は 6,000 円（税込）になります。

完成工事高情報

完成工事高情報

売上高 (申込前年度) **必須**

カンマ無しで入力してください。

15,000,000 千円

申込前年度の「売上高」を「,」（カンマ）なしで入力します。カンマは自動表示されます。

千円単位で入力します。

完成工事高 (申込前年度) **必須**

カンマ無しで入力してください。

13,500,000 千円

※建設業許可がある場合は、「完成工事高」は自動入力されます。連携元のデータによって、空白の場があります。その場合、手入力します。

申込前年度の「完成工事高」を「,」（カンマ）なしで入力します。カンマは自動表示されます。



「完成工事高」とは、完成した工事の売上高のことです。

登録責任者

登録責任者

ミドルネームを入力する
 OFF

フリガナ
 セイ **必須**

氏名
 姓 **必須** 名 **必須**

郵便番号 **必須**

ハイアン「-」なしで入力してください。

都道府県カナ **必須** 全角カナで入力してください。(例:トウキョウト)

市区町村カナ **必須** 全角カナで入力してください。(例:ミナトク)

都道府県 **必須** プルダウンより選択してください。

市区町村 **必須** 全角で入力してください。(例:港区)

[登録責任者] は、事業者情報のシステム管理者として、建設キャリアアップシステムに登録されます。運営主体から内容に関する問い合わせなどがある場合、窓口となります。

①登録責任者の[氏名]や、登録責任者の在籍する[所在地]を入力します。

登録責任者

住所2カナ
全角カナ、英数字記号半角で入力してください。(例:トラノモン 00ビル)

0000ビル

住所2
全角、英数字記号半角で入力してください。

0000ビル

部署名 必須
部署がない場合は「なし」と入力してください。

総務部 総務課

電話番号、FAXはハイフン「-」付きで入力してください。

担当者電話番号 必須	担当者FAX番号
03-5411-1111	
メールアドレス 必須	メールアドレス(確認用) 必須
a_heisei@xxx.co.jp	a_heisei@xxx.co.jp

次頁 ➡
一時保存
クリア
×キャンセル

● 登録申請内容に不備があった場合は、登録責任者宛てにメールまたは電話にて問い合わせさせていただきます。

● 部署名は、〇〇部または本社等を入力してください。

②登録責任者の電話番号、FAX番号、メールアドレスを入力します。

入力が終わると、「次頁」ボタンを押します。

建設業許可情報 / 建設に関わる業種情報

建設業許可情報

許可有無
有

許可番号種類
東京都知事

建設業許可無しに変更

許可番号
第1200△△

建設業許可番号種別
特

建設業許可番号年

空欄: 無, 1: 一般, 2: 特定

許可を受けた建設業の種類																	
土	建	木	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	舗	板	ガ	塗
2	2		2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

空欄: 無, 1: 一般, 2: 特定

許可を受けた建設業の種類																	
土	建	木	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	舗	板	ガ	塗
2	2		2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

建設業許可無しに変更

建設業許可がある場合、許可番号種類や許可番号が表示されます。
※建設業許可番号は変更できません。

「建設業許可無しに変更」を押すと、建設業許可が「無」に変更されます。
この場合、事業者確認のための添付書類などを再度添付する必要があります。

建設業許可情報／建設に関わる業種情報

空欄:無 1:一般 2:特定

許可を受けた建設業の種類

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	シ	ホ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

空欄:無 1:一般 2:特定

許可を受けた建設業の種類

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	シ	ホ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

建設業許可がある場合、建設業許可データを参照して、建設業許可情報が自動表示されます。

建設に関わる業種情報

現に営んでいる業種を記入してください。

建設業の種類

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	シ	ホ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

上記以外に営んでいる業種を記入してください。

設計・コンサル 地質調査 測量 （非破壊）検査 運送 警備 清掃 その他

その他内容

建設業許可がない場合、自社の建設に関わる業種にチェックを付けます。

上記以外に営んでいる業種があれば入力してください。

支店情報

[支店情報] 欄は、建設業許可がある場合に表示されます。

[参照] を押して、支店情報を確認できます。

支店一覧

支店一覧を選択すると下方に詳細が表示されます。

空欄：無、1：一般、2：特定

名称	所在地
支店名	所在地
支店名	所在地
支店名	所在地
支店名	所在地



- ここで登録する支店情報とID取得後に使用する組織情報とは異なります。

Q. 一人親方の事業者申請の際、社会保険関係は何を添付し、どう登録すればよいですか。

A. 回答

【健康保険】（国民健康保険に加入の場合）

加入状況「適用除外」で、適用除外理由「5人未満個人事業所」を選択し、添付書類は不要です。

【年金保険】（国民年金に加入の場合）

加入状況「適用除外」で、適用除外理由「5人未満個人事業所」を選択し、添付書類は不要です。

【雇用保険】

加入状況「適用除外」で、適用除外理由「従業員なし」を選択し、添付書類は不要です。

健康保険（加入状況が「適用除外」で、建設国保に加入の場合）

健康保険

加入状況 **必須**

適用除外 ▼

適用除外理由 **必須**

けんぽ適用除外承認済 **選択**

事業所整理記号

記号(ハイフン(-)や中黒(・)、スラッシュ(/)等)は入力せずに、詰めて入力してください。

1234*

事業所番号

記号(ハイフン(-)や中黒(・)、スラッシュ(/)等)は入力せずに、詰めて入力してください。

1234

健康保険組合有無

無 ▼

国保組合有無

有 ▼

健康保険組合名称

健康保険組合でない場合は入力しないで下さい。(特に協会けんぽ)

国保組合名称

国保組合でない場合は入力しないで下さい。(特に協会けんぽ)

全国土〇建〇国民健康保険組合

添付書類 **選択**

申請者及びその親族以外の個人情報が記載されている場合は該当箇所は伏せてから添付を記載内容が鮮明に判読できる画像を添付してください。不鮮明な書類は、無効となります。

健康保険の加入状況を選択します。「▼」で「有/無/適用除外」から選択します。

[選択] を押し、あらかじめ保存した、健康保険加入証明書類（写し）を添付します。

選択

健康保険（加入状況が「適用除外」で、国民健康保険に加入の場合）

健康保険

加入状況 **必須**

適用除外 ▼

適用除外理由 **必須**

5人未満個人事業所 **選択**

事業所整理記号

記号(ハイフン(-)や中黒(・)、スラッシュ(/)等)は入力せずに、詰めて入力してください。

事業所番号

記号(ハイフン(-)や中黒(・)、スラッシュ(/)等)は入力せずに、詰めて入力してください。

健康保険組合有無

無 ▼

国民健康保険組合有無

無 ▼

健康保険組合名称

健康保険組合でない場合は入力しないで下さい。(特に協会けんぽ)

国民健康保険組合名称

国民健康保険組合でない場合は入力しないで下さい。(特に協会けんぽ)

添付書類 **選択**

申請者及びその親族以外の個人情報に記載されている場合は該当箇所は伏せてから添付内容を鮮明に判読できる画像を添付してください。不鮮明な書類は、無効となります。

健康保険の加入状況を選択します。「▼」で「有/無/適用除外」から選択します。

入力不要

入力不要

[選択] を押し、あらかじめ保存した、健康保険加入証明書類（写し）を添付します。

選択

【参考】 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（改定版）における「適切な保険」

法人の場合

常用労働者の数	就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険	適切な保険の範囲
1人～	常用労働者	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 協会けんぽ ● 健康保険組合 ● 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等） 	厚生年金	3 保険 （雇用保険・医療保険・年金保険）
-	役員等	-	<ul style="list-style-type: none"> ● 協会けんぽ ● 健康保険組合 ● 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等） 	厚生年金	医療保険および厚生年金保険

出典：国土交通省作成資料より

【参考】社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（改定版）における「適切な保険」

個人事業主、一人親方の場合

常用労働者の数	就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険	適切な保険の範囲
5人～	常用労働者	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 協会けんぽ ● 健康保険組合 ● 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等） 	厚生年金	3 保険 （雇用保険・医療保険・年金保険）
1人～4人	常用労働者	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険 ● 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	雇用保険 （医療保険と年金保険については個人で加入）
-	事業主、一人親方	-	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険 ● 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	医療保険と年金保険については個人で加入、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る

年金保険（加入状況が「適用除外」で、国民年金に加入の場合）

年金保険

加入状況 **必須**

適用除外

適用除外理由 **必須**

5人未満個人事業所 **選択**

事業所整理記号

記号(ハイフン(-)や中黒(・)、スラッシュ(/)等)は入力せずに、詰めて入力してください。

事業所番号

記号(ハイフン(-)や中黒(・)、スラッシュ(/)等)は入力せずに、詰めて入力してください。

入力不要

入力不要

添付書類 **選択**

申請者及びその親族以外の個人情報に記載されている場合は該当箇所は伏せてから添付をしてください。記載内容が鮮明に判読できる画像を添付してください。不鮮明な書類は、無効となります。

[選択] を押し、年金保険加入証明書類(写し)を添付します。

選択

年金保険の加入状況を選択します。

適用除外理由を選択します。

雇用保険（加入状況が「適用除外」の場合）

雇用保険

加入状況 必須 適用除外

適用除外理由 必須 従業員なし 選択

労働保険番号

記号(ハイフン(-)や中黒(・)、スラッシュ(/)等)は入力せず、詰めて入力してください。また、必ず14桁(横書き含む)で入力してください。
11桁しかわからない方は下3桁を「000」と入力して、14桁入力してください。

添付書類 選択

選択

雇用保険の加入状況を選択します。

適用除外理由を選択します。

[選択] を押し、雇用保険加入証明書類（写し）を添付します。

Q.一人親方の場合は雇用保険はどのように登録すればよいですか。

A. 回答

一人親方は個人事業主の為、下記内容にて登録をお願いします。
尚、添付書類は不要になります。

■加入状況 : 適用除外

■適用除外理由コード : 0 4 5

■適用除外理由名 : 事業主、代表者・役員

※同居親族、家族従事者の方も同様になります。

労災保険特別加入

▼ボタンを押し、加入状況を選択します。
 労災保険特別加入の加入状況を入力します。
 労災保険番号および整理番号を入力します。

[選択] を押し、労災保険特別加入証明書類
 (写し) を添付します。

<重要>
 当システムに登録する「労災保険特別加入」とは、労働者災害補償保険法に該当する国の制度であり、通常の労災保険（雇用保険、労働保険）や地方公共団体、民間会社が運営するもの、上乗せ保険等は当項目には該当しません。

建設キャリアアップシステムの「FAQ（よくあるご質問）」について

「建設キャリアアップシステム」ホームページ <https://www.ccus.jp/>



①建設キャリアアップシステムのホームページの右上に表示されている「FAQ(よくあるご質問)はこちら」の部分をクリックしていただくと、よくあるお問い合わせに関する回答を検索できる画面が出ます。キーワードや文章での検索が可能です。

②「説明会・サポート」をクリック



②「FAQ(よくあるご質問)」で検索しても解決できない場合に「説明会・サポート」に掲載の「お問合せメールフォーム」からお問い合わせください。

※お問い合わせについては、まず、ホームページの「FAQ(よくあるご質問)」で検索していただき、それでも解決できない場合に、「説明会・サポート」の「お問合せメールフォーム」からお問い合わせいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。